

下市町空き家バンク若者世帯成約時補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下市町の空き家の有効的な活用と共に活力のある下市町を創造する若者世帯等の移住定住を支援するため、空き家物件の購入費及び賃貸家賃の一部を予算の範囲において、下市町空き家バンク若者世帯成約時補助金(以下「補助金」という。)を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請時点で、下市町空き家バンクに登録している者
- (2) 世帯主又はその配偶者が、18歳以上45歳未満で、世帯構成員に世帯主及びその配偶者を含む世帯とする。但し、ひとり親家庭については、世帯主が、18歳以上45歳未満で、世帯主及びその子どもを含む2人以上の世帯構成員とする。
- (3) 当該物件に、入居後5年以上居住する意思を有する者
- (4) 当該物件に入居後、世帯を構成する全員が、当該物件の所在地において住民基本台帳に登録される者
- (5) 地域住民との親睦を図り、自治会に加入し、自治会活動等に積極的に参加すること
- (6) 同一世帯に属する者全員が町税を滞納していない者であること
- (7) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- (8) 下市町暴力団排除条例(平成24年3月下市町条例第1号)の規定による制限をされていない者
- (9) 前項の規定に関わらず、町長が特別な事情により許可した者

(補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、空き家物件賃貸補助金(以下「賃貸補助金」という。)又は空き家物件購入補助金(以下「購入補助金」という。)とし、額及び交付対象期間の要件は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、下市町空き家バンク若者世帯成約時補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、添付書類について町長がやむを得ないと認める場合は、省略等することができる。

- (1) 誓約書(第2号様式)
- (2) 同居する世帯員全員の住民票
- (3) 空き家を購入又は賃貸借を証する契約書の写し
- (4) 自治会加入証明書(第3号様式)
- (5) 世帯員全員の納税証明書

(6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第5条 町長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、下市町空き家バンク若者世帯成約時補助金交付決定通知書(第4号様式)又は下市町空き家バンク若者世帯成約時補助金交付(却下)決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

第6条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第15条第1項に規定する報告や調査等に協力をすること。
- (2) 補助金に関する領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存すること。

(権利譲渡の禁止)

第7条 交付決定者は、この補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(実績報告)

第8条 賃貸補助金に係る交付決定者は、毎年度の3月28日までに下市町空き家バンク若者世帯成約時補助金交付に係る実績報告書(第6号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 年度内の毎月の家賃の支払が確認できる書類
- (2) 同居する世帯員全員の住民票

(購入報告)

第9条 購入補助金に係る交付決定者は、空き家の購入金額が確認できる書類を添えて下市町空き家バンク若者世帯成約時補助金交付に係る物件購入報告書(第7号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 町長は、第8条及び第9条の規定による報告書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し下市町空き家バンク若者世帯成約時補助金確定通知書(第8号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の下市町空き家バンク若者世帯成約時補助金確定通知書を受けたときは、下市町空き家バンク若者世帯成約時補助金請求書(第9号様式)を町長に提出し、補助金の請求をするものとする。

2 町長は、第1項及び前項の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

る。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正の行為により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定者が転居日から5年を経過することなく町外等へ住所を移動したとき
但し、やむを得ない特別の事由があり、町長が認める場合はこの限りではない。
- (3) 交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて金額の返還を命じることができる。

(財産の処分制限)

第14条 購入補助金の交付決定者は、補助事業により取得した空き家を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りではない。

(調査等)

第15条 町長は、必要があると認めるときは交付決定者に報告を求め、又は担当職員に調査を行わせることができる。

(他法令との関係)

第16条 国、県並びに町の規定に基づき交付を受ける他の空き家の家賃補助又は購入補助に係る補助金等の対象経費として含まれていないこと。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種類	補助金の額	交付対象期間等
賃貸補助金	毎月 10,000円 (最長3年間)	入居した月の翌月から起算して最長3年間までの家賃を対象とする。 ※入居後一定期間経過した時点でこの要綱に基づく補助金申請（交付決定）を行った場合又は、若者世帯等になり補助金申請（交付決定）を行った場合については、3年（36月）から入居期間の月数（入居した月の翌月から申請日の属する月まで）を差し引いた期間を交付対象期間とする。
購入補助金	毎年 120,000円 (最長3年間)	下市町空き家バンクに登録された物件を購入し、購入後6カ月以内に申請を行った場合を対象とする。

※補助金は最長3年間となり、補助金の適用が受けられる年度まで、毎年補助金の交付申請書及び実績報告書の提出が必要となります。

※補助金の適用期間であっても、予算がない場合や、補助制度が廃止等になった場合は交付決定ができません。